

相楽東部広域連合立小学校及び中学校評議員設置規程

令和3年7月14日
教委規程第1号

相楽東部広域連合立小学校及び中学校評議員設置規程（平成21年4月1日教委規程第3号）は、廃止する。

附 則
この規程は、令和3年8月1日から施行する。